

高崎市民商品券：よくある質問

2026.2.19 時点
産業政策課企画誘致担当

商品券配布の概要、配布

Q：商品券配布の目的、内容は？

A：エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民の皆さまの生活を支援するとともに、買い物をきっかけに街に出てください、賑わいが創出され市内経済の活性化につながるよう、市内だけで使用できる商品券『高崎市民商品券』を、全市民に1人当たり6,000円分交付します。

Q：いつごろ配布されるのか？

A：今年の3月中旬より順次発送いたします。ただし、世帯人数ごとに1軒ずつ配布しますので、全世帯の配布が完了するには1～2か月程度かかる見込みです。

Q：どのようなものが配布されるのか？

A：市民1人あたり6,000円分（500円×12枚）の紙の商品券が配布されます。

Q：商品券の使用期限は？

A：使用期限は令和8年の12月31日となります。

Q：配布対象者は？

A：令和8年2月1日時点で高崎市に住民登録がある方が対象となります。その後、転入日が2月2日以降の方については対象となりません。また2月2日以降に市外転出した人も対象となり、（転送などで受け取れば）市内で使用できますが、換金は受け付けておりません。

Q：誰あてに、どのように配布されるのか？

A：世帯主に対し同世帯分をまとめて郵送します。送付は住民登録されている住所に簡易書留で行います。簡易書留のため、送付先の誰かが在宅の際に手渡しで配達され、不在の際は不在票が投函されますので、一方的にポストに投函されることはありません。

Q：なぜ世帯の人数ごとに送っているのか？

A：世帯人数によって封用に封入する商品券の枚数が異なるため、封入誤りが生じないように、準備、発送を行っています。約17万世帯に郵送するため、郵便事情も含め、どうしても到着に時間差が出てしまう点をご容赦ください。

Q：転送はされるのか？

A：郵便局に対し、商品券の配布時点までに転送手続きが行われている場合は転送されます。

Q：住所と違うところに送ってほしい。

A：事情はお有るかと思うが、各家庭の状況まで把握することはできないので、住民票上の住所、世帯主に送る統一した対応とさせていただきます。ご希望は今後のご要望として承ります。

Q：窓口で受け取りたい。

A：金券という性質上、印刷から発送までの管理を厳しく行っており、個別の対応はご容赦いただいています。

Q：追跡番号だけでも先に教えてほしい。

A：不在票が入っていない状態での追跡番号には、実施の配送状況は入力されておりませんので、追跡番号だけをお伝えすることはできません。

Q：親が1人世帯で別居しているが、施設に入所して受け取れない。別居の家族が代理で受け取れないか？

A：転送届が出ていれば施設に転送されますが、転送されない場合は不在票が投函されます。別居家族が“親あての不在票”で受け取れるかどうかにつきましては、郵便局に確認をお願いします。不在票で受け取れない場合は、保管切れとして市役所に返送されます。返送後であれば、市役所の窓口で本人確認書類の写しや、申立書（様式あり）の提出を条件に、別居家族に渡すことができます。

Q：2月1日以降に該当者が亡くなっているが、市に返した方がいいか？

A：基準日（2月1日時点）で生きていれば権利はあるので、返戻する必要はありません。

Q：プレミアム商品券を購入したい

A：プレミアム商品券は、現在販売しておらず、現在配布している市民商品券につきましては、全市民に直接郵送しているため、新たに追加購入等はできません。

商品券の使用

Q：おつりは出ないのか？

A：おつりは出ない方式としている。（換金目的での少額利用の防止や、経済効果を高めるため）

Q：使えないものは何か？

A：法令の規定などの理由により、コンビニでの支払いも含め、税金の支払いや、電気、ガス、水道料金などのいわゆる公共料金の支払いには使用できない。その他は酒、たばこを含め取扱店であればほとんどの用途に使える予定です。

Q：個人で換金はできないのか？

A：換金や第三者への売買、譲渡はできません。

取 扱 店

Q：商品券はどこで使えるのか？

A：これまで本市で実施した事業（「おでかけ食事券」「子育て世帯への臨時特別クーポン」「高崎市民商品券」など）からの継続取扱店、約3,300店で利用できるほか、今後も新規登録を受け付けます。

また、商品券の配布までに市のホームページに掲載するほか、店頭に掲げていただくポスターも目印になります。

Q：これから取扱店の登録はできるのか？

A：新規の登録も受け付けています。市のホームページを参照いただき、申し込みフォームから申し込みいただきますようお願いいたします。また、窓口で登録申請用の書類を配布しています。使用期限の12月末までの期間であれば、随時申請可能です。

Q：「子育て臨時特別クーポン券」や「高崎市民商品券（R4）」の取扱いを行っていたが、今回の商品券についても登録が必要か？

A：市からクーポン券の取扱店に対し、継続して商品券を扱っていただけるか意向確認の案内をお送りします。従来の登録内容に変更がない場合は手続き不要で、商品券の配布が始まる前にポスターや換金に必要な書類を店舗あてにお送りします。

Q：なぜ広報等に一覧表を同封していないのか？

A：毎日お店の新規登録が増えており、店名変更も多いことから、時点を区切ってリストを作成するのが難しくホームページでの公開としております。どうしてもという場合は、現時点での一覧表を郵送またはメールで対応させていただきます。

Q：商品券の換金はどうしたらいいか？

A：換金については取次金融機関（群銀、たかしん等）の窓口の商品券を持っていき、同一金融機関の口座で換金手続きをしてください。（詳しい方法については、ポスターと一緒に書類を郵送するのでその書類を確認いただくか、ホームページにも詳細が記載されています。）

Q：商品券の換金はどこでできるか？

A：市内の取次金融機関（群馬銀行、東和銀行、高崎信用金庫、しのめ信用金庫、群馬県信用組合、ぐんまみらい信用組合、第四北越銀行、高崎市農業協同組合、はぐくみ農業協同組合、多野藤岡農業協同組合）で、換金できる。※群馬銀行は口座開設した支店ののみ対応。（A支店で口座開設の場合、A支店で換金してください。）

Q：商品券の換金に手数料はかかるのか？

A：かからない。

Q：換金はいつからできるのか？

A：市民へ商品券が配布される時点（3月中旬～）では、換金できるように準備を進めている。

Q：指定の取次金融機関以外（例：みずほ銀行）では換金できないのか？

A：できないので、指定の取次金融機関で口座開設していただくようご協力ください。

（大型店等で、どうしても口座開設が難しい場合は、直接、産業政策課まで来てもらえれば、換金対応することもできますが、その場合は、専門の金融機関ではないので、お時間いただく旨と事前に必要書類があるので、事前連絡してほしい旨伝えてください。）

Q：口座依頼振替書が不足している。追加でもらうことはできるか？

A：できます。産業政策課まで店舗名、送付先、住所をメール、電話等でご連絡ください。